



2020年3月26日

各位

東京都千代田区神田司町二丁目 12 番地 1
会社名 アース製薬株式会社
代表者 代表取締役社長 川端克宜
(コード番号：4985 東証一部)
上席執行役員
問合せ先 グループ経営統括本部 三塚 剛
本部長
(TEL. 03 - 5207 - 7458)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2020年4月23日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 20,000株
(3) 発行価額	1株につき5,270円
(4) 発行総額	105,400,000円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く）6名 20,000株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2018年2月5日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して中長期的なインセンティブを付与し、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的とした報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しました。

また、2018年3月23日開催の第94期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のための報酬を金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）として支給し、その額を年額150百万円以内とすること、譲渡制限株式の譲渡制限期間として割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める一定期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

3. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年 20,000 株以内（ただし、本日以降、当社が普通株式について株式分割、株式併合など、1 株当たりの株式価値に影響を及ぼしうる行為をする場合、分割比率・併合比率などを勘案の上、発行又は処分される当社の普通株式の総数の上限を合理的に調整します。）とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

4. 今回の発行

今回、当社は、対象取締役 6 名に対し、本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲などを鑑み、金銭報酬債権合計 105,400,000 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を付与し、普通株式 20,000 株を割り当てることといたしました。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役 6 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について発行を受けることとなります。

本金銭報酬債権は、今後 1 年間の勤務継続に対する報酬の一部として支給するものですが、本制度の目的である株主の皆さまとの一層の価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を 3 年間としております。

5. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2020 年 4 月 23 日～2023 年 4 月 23 日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了又はその他当社の取締役会が正当と認めた事由により退任した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社の取締役の地位から任期満了又はその他当社の取締役会が正当と認めた事由（ただし、死亡による退任の場合を除く）により退任した場合には、譲渡制限期間が満了した時点をもって、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間に応じた株式数の譲渡制限を解除する。死亡による退任の場合は、対象取締役の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間に応じた株式数の譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める退任した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役の譲渡制限期間

に係る在職期間（月単位）を 36 で除した数を乗じた数の株式数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

（4） 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

（5） 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

（6） 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を 36 で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

6. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づく当社の第 97 期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2020 年 3 月 25 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第 1 部における当社の普通株式の終値である 5,270 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上